

一人親方組合規約

建設業あゆみ

一人親方組合

第1章 総則

(名称)

第1条 本組合は、建設業あゆみ一人親方組合（以下「組合」と言う。）と称する。

(所在地)

第2条 組合の所在地は、下記のとおりとする。

北海道：北海道札幌市北区北29条西4丁目2番1号 ファミール札幌212号

青森：青森県青森市桂木2丁目8番地12号

東北：宮城県多賀城市栄4丁目1-7

関東：埼玉県草加市谷塚仲町53番4号

北陸：新潟県新潟市秋葉区金沢町2丁目7番39号

(目的)

第3条 組合は、第4条の規定により、組合が労災保険料の徴収及び組合員の加入・脱退等の事務処理を適切に行う方法及びその処理に関して生ずる組合及び組合員の責任を定めることを目的とする。

(事業)

第4条 組合は、第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 労災保険特別加入の普及
- (2) 労災保険加入申請者たる団体として行う労災保険に関する諸事務手続き
(労災保険料の徴収及び組合員の加入・脱退等の事務処理)
- (3) 労働災害に対する安全衛生に関する指導及び監督
- (4) 建設労働災害防止のための措置

2 前項第4号で掲げる措置を行うために必要な事項は、業務災害防止規定で定める。

第2章 組合員

(組合員の資格)

第5条 組合の組合員は、各組合が認可を受けた労働局の管轄地域内に所在地を有し、建設関連事業に携わる一人親方及びその家族従業者で労災保険特別加入を希望するものとする。

(特別加入保険料及び組合費の納付義務)

第6条 組合の組合員は、毎事業年度、組合が定めた期限までに労災保険の特別加入保険料

に相当する額及び組合費を納入する義務がある。

(加 入)

第7条 組合の組合員になろうとする者は、加入申込書に必要事項を記載し、組合に書面にて申し込むものとする。

(脱 退)

第8条 組合を脱退しようとする組合員は、直ちに、脱退日を組合に連絡する。但し次の各号の一に該当するときは、自動的に脱退したものとみなす。

- (1) 死亡したとき
- (2) 除名されたとき

(除 名)

第9条 組合員は、次の各号の一に該当するときは理事会の決議を経てこれを除名することができる。

- (1) 労災保険の特別保険料に相当する額及び組合費の支払いを怠ったとき
- (2) 組合の定める規約及び業務災害防止規定に従わなかったとき
- (3) 組合の事業を妨げる行為をしたとき
- (4) 組合の名誉を毀損した場合

第3章 役 員

(役 員)

第10条 組合は、次の役員を置く

- (1) 組合長1名
 - (2) 理事若干名
 - (3) 監事1名
- 2** 役員は労働保険事務組合ゆとり創造協会の構成員および組合の構成員の中から総会において選出する。
- 3** 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。但し、補充役員の任期は前任者の残任期とする。

(役員の仕事)

第11条 組合長は、組合を代表し、理事会の決定に従って業務を総理する。

- 2** 理事は組合長を補佐し業務を遂行し、あらかじめ定められた順序に従い、組合長に事故があるときはその職務を代理し、組合長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、組合の会計を監査し、監査報告書を作成し、理事会及び総会において報告する。

(役員解任)

第12条 役員は、その任期中でも次の各号に該当する場合は、解任される。

- (1) 総会でその構成員の3分の2以上の不信任を受けたとき
- (2) 役員が病気その他やむを得ない事由で辞任するときには、総会で承認されたとき

第4章 会議

(会議の種類)

第13条 会議は、総会及び理事会とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(会議の構成)

第14条 総会は第10条の役員及び当組合の構成員をもって構成する。

2 理事会は、組合長、理事、監事をもって構成する。

(会議の機能)

第15条 総会は次の各号について決議する。

- (1) 事業計画、予算及び決算並びに組合費の額に関する事項
- (2) 役員を選任及び解任に関する事項
- (3) その他、組合の運営に必要な事項

2 理事会は、次の各号について決議する

- (1) 総会に付議する議案に関する事項
- (2) 総会において決議した事項の、執行に関する事項
- (3) その他、組合の業務の執行に関する事項

(会議の開催)

第16条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後2カ月以内に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき開催する。

3 理事会は、必要に応じ随時開催する。

(会議の招集)

第17条 会議は組合長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時、場所及び審議すべき事項を示して、開催の7日前までに組合員に通知しなければならない。

(会議の成立)

第18条 総会は、組合員の3分の1（委任状も含む）以上の出席がなければ成立しない。

2 理事会は、理事総数の2分の1（委任状も含む）以上の出席がなければ、その議事を開き決議することができない。

(会議の議決)

第19条 会議の議決は、会議に出席した構成員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の議事録)

第20条 会議の議事の経過及び決議は、これを議事録に記載し、議長及び当該会議において選任された議事録署名人がこれに署名捺印して、組合に保管する。

第5章 業務の執行及び会計

(収入・支出)

第21条 組合の収入は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 組合員から交付を受けた特別加入保険料及び徴収金ならびに政府からの還付金
- (2) 組合費及び預貯金の利息

2 組合の支出は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 政府に納付した特別加入保険料及び徴収金
- (2) 組合員から受け入れた特別加入保険料の超過額、返還金
- (3) 事務費

(資産の管理)

第22条 組合の資産は、理事会の定める方法により組合長が管理する。

(事業年度及び会計年度)

第23条 事業年度及び会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(その他)

第24条 組合の事務処理を行うために必要な事項は、事務取扱規程で定める。

付 則

- 1 組合の規約については、本一人親方組合の総会等の議決機関の承認を得るものとする。
- 2 この規約は、各組合が労働局の承認を受けた日から施行する。